

「(仮称) 北海道島牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社が、北海道島牧郡島牧村の沖合において、最大で出力 600,000kW 程度の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）を含む北海道島牧沖の海域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「再エネ海域利用法」という。）に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に向けた準備に着手する「有望な区域」に整理されている。

一方、本事業の想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。

また、想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 28 年 4 月環境省）に抽出されており、想定区域の周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているオジロワシ、オオワシ等の生息が確認されている。

さらに、想定区域及びその周辺には、北海道立自然公園条例（昭和 33 年条例第 36 号）に基づき指定された狩場茂津多道立自然公園が位置しており、同自然公園内には、「弁慶岬」、「茂津多岬」等の主要な眺望点が存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備

（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

（２）累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。これに加え、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る今後の検討状況等も踏まえ、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（３）最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等からの助言を踏まえ、適切に実施すること。

（４）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（５）事業計画の見直し

上記（１）から（４）のほか、「２．各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（６）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオジロワシ、オオワシ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（４）海生生物に対する影響

想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に抽出されており、また、藻場が分布している可能性があることから、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまともりの場が存在する区域を明らかにした上で、本事業実施に伴う水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場の改変を回避又は極力低減するとともに、工事中における水の濁り等により、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(5) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、北海道立自然公園条例に基づき指定された狩場茂津多道立自然公園が位置しており、同自然公園内には、「弁慶岬」、「茂津多岬」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点及び利用施設からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。